

山口県報

平成24年
1月10日
(火曜日)

目 次

告示
保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容及び揭示場所(二件)……………(森林整備課)……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

道路の位置の指定(二件)(建築指導課)……………二

公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………三

土地改良区役員(農村整備課)……………三

宇部都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四

山口県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十四年一月十日

一 通知の内容及び揭示場所は、次のとおりである。

山口県知事 二井 関 成



二	防府市大字佐野字首括り四三四の一	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	防府市役所	住 森 林 所 氏 有 者 氏 名 又 は 名 称	原田 昌英 の相続人
---	------------------	---------------	----------	----------	-------	---------------------------	---------------

一 通知の内容及び揭示場所

一	周南市大字須万字柏ヶ谷二四八	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	周南市役所	住 森 林 所 氏 有 者 氏 名 又 は 名 称	河村フサコ の相続人
---	----------------	---------------	----------	----------------------	-------	---------------------------	---------------

二 通知の内容及び揭示場所

二四九	"	"	"	"	"	"	"
二五〇	"	"	"	"	"	"	"
二五一	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十四年一月十日

一 通知の内容及び揭示場所は、次のとおりである。

山口県知事 二井 関 成

指定施業要件の変更に
係る保安林の所在場所

保安林と
して指定
された目
的

変更に係る指
定施業要件

住 森 林 所 氏 名 又 は 名 称 所 有 者

光市大字三井字足谷七六
一の一

土砂の流
出の防備
限度

立木の伐採の

大阪市住吉区
我孫子東二丁
目四番一六号

岡田 健

〃 〃 七八

〃 〃

〃 〃

半田 定
の相続人

〃 〃 二〇

〃 〃

〃 〃

岡田 健

二 通知の内容を掲示した場所
光市役所

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に
係る保安林の所在場所

保安林と
して指定
された目
的

変更に係る指
定施業要件

住 森 林 所 氏 名 又 は 名 称 所 有 者

熊毛郡平生町大字佐賀字
大星五五四の八

土砂の流
出の防備
限度

立木の伐採の

広島県安芸郡
海田町寿町六
の五の一〇二

小原美代子

〃 〃 〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

二 通知の内容を掲示した場所
平生町役場

山口県告示第六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
大坪地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号

と五号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	山 口 市
大 字 名	阿 東 徳 佐 上
字 名	上 大 坪
地 番	一 一 四 五 の一 一 〇 七 九 一 四 〇 一 三 五 一 一 三 〇 地 先
標 柱 番 号	一 号 二 号 三 号 四 号 五 号

一 区域の名称
大坪(1)地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号
と五号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	山 口 市
大 字 名	阿 東 徳 佐 上
字 名	下 大 坪
地 番	一 一 三 〇 の一 一 七 八 一 七 四 一 一 三 三 の一 一 一 三 〇 の一
標 柱 番 号	一 号 二 号 三 号 四 号 五 号

山口県告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市瑞穂町三丁目六〇六の九	四・五	二九・九	一三八・八〇
下松市望町一丁目四九の三、四九の三八及び四九の四三	六・〇	三三・五	二〇四・一三

山口県告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字植生字嶋田五一九の二	四・〇	一七・一	七二・七三



(九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年八月十九日山口県公告(二六二)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年一月十日から同年二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コメリホームセンター長門店
所在地 長門市東深川二二三三八
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二〇) 土地改良区の役員の名及住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及住所の届出がありました。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区	名称	理事の別	氏名	住所
山口市阿知須	土地改良	理事	長尾 進	山口市阿知須一五一七の二
"	"	"	松崎 宏紀	" 五四六四
"	"	"	兼重 隆文	" 一七二二
"	"	"	岡藤 峯雄	" 八八二の一
"	"	"	松永 富雄	" 六六一八
"	"	"	大田 三郎	" 八〇五〇
"	"	"	伊藤 孝	" 二五九二の一
"	"	"	中尾 晴海	" 四〇三五の四
"	"	"	師井 忠良	" 五九一七の一
"	"	"	久保田 睦夫	" 八二九二の一
"	"	"	藤村 嘉秀	" 三四一九
"	"	"	中村 優照	" 二五六五の二

二 退任した役員

土地改良区	名称	理事の別	氏名	住所
山口市阿知須	土地改良	理事	武永 輝男	山口市阿知須二六三三
"	"	"	山本 徹	" 六六四九

飯田 宏史	五七二〇
田辺 徳雄	一〇四二の二
上野 一秋	七〇七の一
竹原 利安	二三五七
中村 成孝	五三〇二の一
伊藤 貞夫	二八二一
長尾 進	一五一七の二
大田 三郎	八〇五〇
古谷 悦三	八二五一
永山 寛	一七七六
佐藤 昭典	六二七九
末永 清	八五四〇
福岡 輝義	五四四九の三
師井 忠良	五九一七の一
藤村 嘉秀	三四一九
藤村 是	宇部市大字東岐波一七六五
中村 優照	山口市阿知須二五六五の二

(一) 宇部都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年一月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
宇部市大字東須恵
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十四年一月十日から二週間

平成二十四年一月十日印刷
平成二十四年一月十日発行

発行人 山口県知事

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課